

沿革

昭和 61 年 11 月 25 日	法人認可
昭和 61 年 11 月 26 日	第 1 回理事会で理事・理事長・監事選任
昭和 61 年 12 月 2 日	法人登記
昭和 62 年 11 月 1 日	特別養護老人ホーム サンシャインビラの開設認可
昭和 63 年 11 月 24 日	役員改選 理事会により新役員の選任(以後 H2.11.29、H4.11.18、H6.12.1、H8.3.28、H8.11.29、H10.12.2、H12.12.2、H14.12.2、H16.12.2、H18.12.2、H20.12.2、H22.12.2、H24.12.2、H26.12.2、H28.12.2、H29.6.9、R01.6.12)
平成 8 年 3 月 19 日	特別養護老人ホーム第 2 サンシャインビラ、高齢者在宅サービスセンター加美、高齢者在宅介護支援センター加美開設認可
平成 8 年 3 月 22 日	特別養護老人ホーム 第 2 サンシャインビラ 事業開始
平成 8 年 5 月 1 日	高齢者在宅サービスセンター加美・高齢者在宅介護支援センター加美 老人短期入所事業 事業開始
平成 10 年 9 月 29 日	定款変更認可（上記事業追加等）
平成 10 年 12 月 14 日	理事定員を 3 名増員（7 名→10 名）
平成 11 年 9 月 1 日	介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所として「介護トータルサービス サンシャインビラ」指定
平成 11 年 10 月 1 日	居宅介護支援事業所として「高齢者在宅介護支援センター加美」指定
平成 11 年 12 月 8 日	定款変更認可（居宅介護支援事業を公益事業として追加）
平成 12 年 2 月 1 日	短期入所生活介護事業所として「特別養護老人ホーム サンシャインビラ」「同第 2 サンシャインビラ」指定、通所介護事業所として「高齢者在宅サービスセンター加美」指定
平成 12 年 3 月 28 日	生活保護法に基づき指定介護機関として「介護トータルサービス サンシャインビラ」「特別養護老人ホーム サンシャインビラ」「特別養護老人ホーム 第 2 サンシャインビラ」「高齢者在宅サービスセンター加美」「高齢者在宅介護支援センター加美」指定
平成 12 年 4 月 1 日	介護老人福祉施設として「特別養護老人ホーム サンシャインビラ」「特別養護老人ホーム 第 2 サンシャインビラ」みなし指定
平成 15 年 5 月	訪問介護事業として「ヘルパーステーションサンシャインビラ」指定、訪問介護員養成研修事業として「ヘルパーステーションサンシャインビラ」指定
平成 15 年 5 月	定款変更認可（上記事業の追加）
平成 15 年 11 月 1 日	生活保護法に基づき指定介護機関として「ヘルパーステーション サンシャインビラ」指定

平成 18 年 4 月 1 日	介護予防短期入所生活介護事業所として「特別養護老人ホーム サンシャインビラ」「同 第 2 サンシャインビラ」みなし指定、介護予防通所介護事業として「高齢者在宅サービスセンター加美」みなし指定、介護予防訪問介護事業として「ヘルパーステーションサンシャインビラ」みなし指定、地域密着型認知症対応型通所介護事業として「高齢者在宅サービスセンター加美」みなし指定
平成 20 年 2 月 1 日	障害者自立支援法に基づき指定居宅介護事業・重度訪問介護事業として「ヘルパーステーションサンシャインビラ」指定
平成 20 年 2 月	定款変更認可（上記事業の追加）
平成 21 年 11 月 1 日	適合高齢者専用賃貸住宅 高齢者マンションサンシャインビラ事業開始
平成 21 年 11 月	定款変更認可（上記事業の追加）
平成 23 年 7 月	定款変更認可（基本財産・土地の増加：第 3 サンシャインビラ）
平成 24 年 7 月 1 日	介護老人福祉施設として「特別養護老人ホーム 第 3 サンシャインビラ」指定 短期入所生活介護事業所として「特別養護老人ホーム 第 3 サンシャインビラ」指定
平成 24 年 3 月	適合高齢者専用賃貸住宅がサービス付き高齢者向け住宅に変更 定款変更認可（上記事業の変更）
平成 25 年 1 月	訪問介護員養成研修事業が介護職員初任者研修事業に変更 定款変更認可(上記事業の変更)
平成 25 年 2 月	定款変更認可（基本財産・建物の増加：第 3 サンシャインビラ）
平成 26 年 10 月	定款変更認可（理事・評議員定数変更 理事 10→6 名 評議員 21→13 名）
平成 28 年 11 月	介護職員実務者研修事業指定(サンシャインビラヘルパー学院をサンシャインビラ介護学院に名称変更)
平成 28 年 12 月	定款変更認可（改正社会福祉法に対応した定款変更）
平成 29 年 1 月	介護職員実務者研修事業の指定に伴い、介護職員初任者研修事業を介護人材の育成事業に変更 定款変更認可(上記事業の変更)
平成 29 年 4 月	改正社会福祉法により、評議員定数 13→7 名に変更
平成 30 年 8 月	定款変更認可（評議員報酬の変更）